第27期 第2回埼玉県社会福祉審議会 議事録

◆日 時

令和5年11月22日(水)9時30分~11時30分

◆場所

さいたま共済会館601

◆出席者

(委員)

朝日委員長、菊池副委員長、安藤委員、柿沼委員、吉良委員、 小久保委員、千葉委員、磯部委員、岩田委員、上木委員、潮田委員、 内田委員、梅田委員、江原委員、阪井委員、関根委員

(県)

金子部長、岩崎少子化対策局長、岸田副部長、藤岡地域包括ケア局長、 鈴木福祉政策課長、佐々木社会福祉課長、宮下地域包括ケア課長、 播磨高齢者福祉課長、茂木障害者福祉推進課長、鈴木障害者支援課長、 築地福祉監査課長、飯塚少子政策課副課長、菊池こども安全課長、 根岸疾病対策課長、平野人権教育課長、三橋生徒指導課主幹

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 出席者紹介
- 4 会議の公開について 公開、傍聴人なし
- 5 **議事録署名委員の指名** 上木委員、阪井委員を指名

6 議題

令和5年度策定予定の福祉関係の各計画について

- (1) 第7期埼玉県地域福祉支援計画骨子(案)について
- (2) 第9期埼玉県高齢者支援計画骨子(案)について
- (3) 第7期埼玉県障害者支援計画骨子(案)について
- (4) 第2期埼玉県ケアラー支援計画骨子(案)について
- (5) 第2期埼玉県再犯防止推進計画骨子(案)について

【資料1~6に基づき事務局説明】

(朝日委員長)

福祉関係の計画について骨子を中心に御説明をいただきました。説明の内容につきまして、委員の皆様から御意見等をいただきたいと思います。1つ1つの計画というより、福祉関係計画を包含する形で、広い視点で御意見をいただきたいと思います。個別の計画に対する御質問、御意見でも結構です。順次、御発言をお願いいたします。関根委員お願いいたします。

(関根委員)

説明をお伺いし、全体的に良い計画案だと思いました。その中で、埼玉県の全体予算等については、ホームページなどで拝見できますが、社会福祉事業の事業規模というのは、なかなかつかみにくいところもありますが、埼玉県の今までの福祉行政の実績や見込みをお聞きしたいと思います。とりわけ、高齢者が増えて生産人口が減ってくると財源確保が非常に難しくなってくると思います。その中で、加える部分は御説明いただきましたが、それ以外の部分で例えば何を削減したか、やり方をどう変えるのかなどについてもお伺いできればと思います。

(朝日委員長)

ありがとうございました。吉良委員お願いいたします。

(吉良委員)

第2期ケアラー支援計画について質問させていただきます。

まず、計画の策定にあたって実施した調査につきまして、今回の調査の概要を見ますと、前回の調査とは違う調査をしていると思います。同じ調査をすると変化を比較することができたりすると思いますが、今回の調査概要と前回の調査と異なる調査をした理由をお伺いしたいと思います。

2つ目は、4ページの課題の部分で、社会的認知度の向上とありますが、1期計画の3年間ですでに認知度は高くなっていると思います。今回も課題として認知度の向上を掲げていることに関して、どのような認知度を目指しているのかお伺いしたいと思います。

3つ目は、企業におけるケアラー支援体制の構築という基本目標が新たに加わっていますが、これについて企業に対して色々働きかける旨の記載がありますが、どれぐらいの規模感やスピード感で実施するのかを教えていただきたいと思います。

最後に、人材育成についてですが、研修や啓発は今の計画の3年間でも実施してきたと思いますが、次の計画において、どのように人材育成を進めていくのかについてお伺いしたいと思います。

(朝日委員長)

ありがとうございました。それではまず、各福祉関係の計画が依拠しているそれでれの事業の予算規模や、あるいは、制約がある中で、その質をどのように高めていくのかという質問に対して事務局から御回答をお願いいたします。

(副部長)

福祉関係の予算につきましては、福祉だけではなく、教育や保健なども関係してくるので、区切りが難しい部分がございます。そのような中で、福祉部関係の予算につきましては、令和元年度では2,389億円、令和5年度予算では2,943億円となっておりまして、この4年間で約600億円増えています。これは、高齢化ですとか、あるいは、障害者への施策などへの需要が増えていきますので、予算が拡大している状況です。

その上で、例えば、今年度では、子供の第3子への支援の見直しを行い、子供全体の支援に切り替えるなど、工夫させていただきながら、やらなければならないものはやる、その一方で、できる限りの削減はしていくといった形で見直しをしてるところでございます。以上です。

(朝日委員長)

ありがとうございました。続いてケアラー支援計画につきましての質問が4点ありましたので回答をよろしくお願いいたします。

(地域包括ケア課長)

1点目、今回のケアラー支援計画を策定するにあたって、実態調査をどのような内容で行ったのかということでございます。前回の計画策定時には、主にケアラーやヤングケアラー御本人に対して実態調査を行いまして、ケアラー自身の悩み事や求める支援を調査し、それについて取り組みを行ってまいりました。

県の実態調査の後、国やそのほかの自治体でも同様の調査が行われまして、ケアラーやヤングケアラーが求める支援等につきましては概ね同様の傾向が見られましたので、前回から変化を調査するということも重要ですが、今回は前回の調査では行えなかった部分について実施したところでございます。

今回の調査につきましては、ケアラー支援に関する有識者会議の御意見を踏まえまして、大学生や短大生などのいわゆる若者ケアラーに対するものや市町村や地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、学校などケアラーを実際に支援している方に向けて課題等について調査を行ったところでございます。

次に、認知度の向上についてでございます。昨年度の県政サポーターに対するアンケート調査におきまして、ケアラーやヤングケアラーについての認知度はそれぞれ約80%ということで非常に高くなってきたと思います。これは県の政策が浸透してきているということもございますけれども、マスコミ等で大きく取り上げられたということも一つの要因と思っております。

ただし、言葉の認知度は進んでいると思いますが、まだまだ一人一人が悩みを

抱え込みがちにあるケースは多いのではないかと考えております。ケアラー問題につきましては、1世帯あたりの人数が減っていることや、共働きの世帯が増えていること、老老介護、ダブルケアなど様々な社会的な問題が影響していると思います。また、介護は家族がするものといった根強い固定観念のようなものを早く拭い去らないと、なかなかケアラーが自分らしい生活を送れないのではないのかということがありますので、言葉の認知度は進みましたけれども、もう一歩進んでケアラーー人一人が自分らしい生活を送れるような社会になるよう、認知度を向上させていきたいと考えております。

3点目、企業に対する働きかけにつきましては、県内に約16万社ある企業について、狙いを定めて、効果的に波及が進むよう検討しています。

最後に人材育成についてでございます。ケアラー支援につきましては、令和2年に条例が制定されまして、3年度から関係機関向けの、例えば市町村や地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、学校の職員、さらに教育と福祉が連携するための研修を実施しています。このような研修によりまして、それぞれの職員の中でケアラーについての認識がなされてきているところでございます。

ただ、実際に窓口で対応している職員の話を聞きますと、ケアラーの問題は複雑で相談に応じて一様な対応ができるというものではないといった話も伺っているところでございます。それぞれの職員が一定程度の認識は持っていますけれども、さらに一歩進めてケアラーの相談をしっかり受けとめて、必要があれば適切な機関につなぐ、或いは一緒に解決に向かっていける人材を育成していくことを目指して研修等を強化していきたいと考えております。以上でございます。

(朝日委員長)

ありがとうございました。柿沼委員お願いいたします。

(柿沼委員)

ケアラーの関係で質問させていただきたいと思います。資料5の8ページ、基本目標6で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを対象とした研修を通じて、ヤングケアラー支援に関する理解を促進するとありますが、具体的に何をするのかを教えていただきたいと思います。

ケアラーについては、本人自身がケアラーだと認識してないところに問題があると思っていまして、家庭を救っていかなければならないという中で横の連携も重要だと思います。子供だけを救っていくとまた同じ状況に陥りがちだと思いますので、親御さんもきちんと自立した生活ができた上で、ケアラーを救っていくということに関してどのように取り組みを進めていくのかお聞かせいただきたいと思います。

また、スクールソーシャルワーカーは子供たちが就職して自立できるよう、ハローワークを紹介したりしますが、管轄があるため、例えば高校だと、地域のハローワークに相談したいけれども、管轄でないため違う管轄を通すことになって、2度3度手間になることがあると聞いています。

自分が働きたいところのハローワークに相談ができる体制も進めていかないといけないと思っていますが、このことに対する考えも教えていただければと思います。

(朝日委員長)

ありがとうございます。事務局から回答をお願いいたします。

(地域包括ケア課長)

ヤングケアラーへの支援体制の強化につきましては、教員も含めて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの研修を令和3年度から引き続き実施しているところでございます。その中で特徴的な研修ということで、令和3年度から教育福祉合同研修も実施しています。これは市町村や学校がヤングケラー支援の中心になるという部分がありますので、こういった部門の連携を深めるために実施している研修です。この研修は、具体的な事例に基づき、グルーワークを行う研修ですが、工夫をしておりまして、例えば同じ地区の方々を同じグループに組み、研修が終了した後も顔が見える関係を作っていけるようにしています。実際に研修に参加した方からは、福祉と教育のそれぞれの視点についます。実際に研修に参加した方からは、福祉と教育のそれぞれの視点についます。実際に研修に参加した方からは、福祉と教育のそれぞれの視点についます。大いと地できて、新たな気づきがあったといったことや、学校だけで解決するのではなく、適切な福祉の機関につなぐことが重要だということが改めてわかったといった感想もいただいています。この研修を通じまして、家族支援という観点から、個人個人だけではなく、家族を見て支援していけるようにしていきたいと思います。

次に就職の関係ですが、ケアラー支援については若者ケアラーということで、 大学生や短大生、もう少し年齢が高い方も支援対象として広げていきますので、 就労に対する相談もスムーズに支援できるような形を検討していきたいと考えて おります。以上でございます。

(朝日委員長)

ありがとうございます。ハローワークは国の機関ではありますが、教育、福祉 そして労働なども見据えた上での連携が、特にヤングケラーで進路や就職に悩む 人たちへの支援の手がかりになると思います。安藤委員お願いいたします。

(安藤委員)

3点発言させていただきます。

1点目は意見となりますが、各骨子の全体像として現状が最初にありますが、この現状と中身があまり一致していないのではないかと感じました。例えば、地域福祉支援計画の資料にある本県の世帯数と平均世帯人数については、これだけではなく、支え合いが重要ということであれば単独の世帯がどれぐらいあるのかといったデータも示した方がわかりやすいと思います。また、障害者支援計画の15歳未満の発達障害児の人数については、7万6千人とありますけども、これ

は国の全体の人数を本県の人口で按分した数字となっており、都市部では多いのかといったこともわかるように県自体でしっかりと把握しないといけないと思います。調査することは難しい部分もあると思いますが、国では出せているので、把握をしていかないといけないのではないかと思っています。全体の人数だけではなく、例えば学校に行けている子や行けていない子ももしかしたらいるかもしれないということも、数値化して考えていかないといけないのではないかと思います。

2点目ですが、骨子によって課題を明確にしている骨子とそうでない骨子があります。課題は大事ですので、きちんと記載すべきと考えます。課題に関しても、認識していただきたいと思いますが、例えば、セーフティネット住宅の部分で、80歳代の一人暮らしの高齢の方が、家が取り壊しになるので引っ越しをしないといけなくなった時に、単独の80代の高齢の方ではなかなか自分で探せないと思います。例えばこの骨子案ですと、セーフティネット住宅の登録を増やすことについて書かれていますが、絶対値を増やすだけでは解決しません。高齢の方が自分で探すことができない、不動産屋に行くことができない、車に乗ることができない、どうすればいいかわからない、というような現状があります。これをどのようにしていくのかということも考えていかないといけないと思います。そういった課題をしっかりと認識をされているのか伺います。

最後に、障害者の就労に関する記載についてですが、難病患者や発達障害、知的障害、肢体不自由の方など様々な障害がありますので、障害によって対策が全然違うと思いますが、それが3行ぐらいで書かれています。骨子案なのであまり詳しくは書いていないものだと思いますが、例えば、障害者手帳を持っていない難病患者の方に対してはどうするのか、障害の度合いによってどのように支援していくのかということなどは非常に大事なことだと思います。もう少し詳しく記載した方がいいと思いましたが、認識をお伺いします。

(朝日委員長)

ありがとうございました。千葉委員お願いいたします。

(千葉委員)

全体的によくまとまっていてわかりやすい資料だと思います。

その点を踏まえまして、安藤委員の発言にもありましたが、家族を中心に家族で介護をしていくという考え方から、社会ぐるみで考えていくということが重要だと思います。私の経験でも、親は家族で面倒を見るという形でしたので、そのことについては非常に良く理解しますが、そうした時に介護人材と介護の施設が不足しているということは否めないところだと思いますので、その部分についての所見をお伺いしたいと思います。

また、ひきこもり状態にある方への支援体制、相談体制についてはこの 1 、 2 年で、埼玉県においては確実に広まったと感じていますが、社会参加については、その家族の方たちが老いていく段階において、本当に心配することだと思うので、

社会参加の促進という部分でどのような計画をされているのかお伺いします。

(朝日委員長)

ありがとうございます。江原委員お願いいたします。

(江原委員)

高齢者の就労を企業の方に支援をしていただくということについてですが、高齢者は定年となった後に、そこから新たに次に他の仕事を見つけることは難しい状況にあります。今までの仕事を少しずつ変えてでも同じようなことができれば、75歳までも働くことができると思いますし、現実に働いている人もいます。ただ、正社員の方には、再雇用について国からの補助がありますけれども、それも65歳までが多い状況です。また、パートの雇用に対する企業への支援についてもあるのかもしれませんが、そのような支援があれば高齢者の就労にもつながる部分があると思いますので、企業への支援についてわかりやすくしていただければと思います。

(朝日委員長)

ありがとうございます。事務局から順次回答をお願いいたします。

(高齢者福祉課長)

セーフティネット住宅につきまして、登録住宅を増やしていくということだけではなく、もっと幅広い支援が必要というお話をいただきました。配慮を要する方の住宅の確保という部分につきましては、生活困窮者への支援も含めまして、居住支援法人など関係機関と連携して取り組んでいくことが重要と考えています。

次に、介護人材の確保と施設の整備についてもお話をいただきました。介護人材の確保につきましては、確保と定着とイメージアップということで進めています。確保の部分では介護未経験者への就労支援などを実施しています。定着については、研修やロボット、ICTの導入支援により、効率化、働きやすい職場環境づくりを支援しています。イメージアップにつきましては、介護の魅力的PR隊によるPR活動を行っています。このような取り組みを行うことによりハローワークの取り組みなども含めて、令和4年度は約3,000人の就労の確保をしております。

施設整備の部分につきましては、計画的に整備をしていくということが必要だと考えています。資料にも記載しておりますが、市町村の介護の状況や地域の実情などを踏まえて、今後必要な整備が計画的に進められるように、検討して整理をしていきたいと考えています。以上です。

(障害者福祉推進課長)

安藤委員からの1点目の御意見につきまして、15歳未満の発達障害児の人数につきましては、全国調査の数字を県人口で割り戻したものということになりま

す。発達障害者・障害児の方の数字をとらえるのが難しいという状況にありますが、現状を表す指標があるかどうかについては、引き続き調べていきたいと思います。

2点目の障害者の就労に関してですが、今回の資料は骨子ということで概要をお示しさせていただいております。障害の種類や程度によって支援の仕方が違ってくると思います。今回の資料の体系図で示させていただいた小柱の下に個別の施策を約350ほど掲げる予定となっております。その中には福祉部の施策だけではなく、一般就労を担当している産業労働部や特別支援学校の職業教育なども担当している教育局の施策などもあります。対象ごとの施策につきましてはその中で、位置付けさせていただければと考えております。以上でございます。

(疾病対策課長)

ひきこもりの方の社会参加についての促進と親御さんをどう支えるかという点についてですが、ひきこもりの方の中には、若い方で不登校、ひきこもりという方もいますが、8050や9060といわれるように、ひきこもりの方が非常に高齢化しているというところもあり、ひきこもりが疾病、精神疾患から来るものに限らず、様々な要因から起きているという現象を考えますと、福祉部やさらに他部局との連携が必要と考えております。

取り組んでいる施策としては、条例ができる前まではひきこもりは保健所で対応するものであり、ひきこもりの相談を受ける窓口がないという市町村もありました。今年の9月末に調査をしたところ、ひきこもり相談窓口がすべての市町村で設置されました。昨年度も強力に窓口設置をお願いしたところ、大体9割を超えましたが、この秋ぐらいになりまして、相談窓口の設置が行われたという調査結果が出ています。また、相談窓口を明確化したり、周知したり、幅広く市民の方に周知しているというところは、約85%ですので、残りの市町村についても、相談窓口があったとしても周知しなければ、伝わりませんので、そういう部分やプラットフォームの設置などを働きかけています。

加えて、民間支援団体については、今年に入って、さらに 1 5 団体ほどひきこもり支援に取り組んでいる団体を新たにホームページに掲載しています。

さらに、昨年の補正予算でひきこもりの支援団体の活動や親の会の活動を紹介 する動画を作成して、県公式チャンネル(サイタマどうか)で発信しています。

民生委員や児童委員の研修会の中でもこのような取り組みを紹介させていただいたり、企業に対しても、民間支援団体の周知をしています。

これからもこのような活動をしっかり行いながら、親御さんが必要な情報にたどり着けるように、親御さんが相談するところがないというような状況にならないように、相談窓口や応援する人たちがいるということを伝えていきたいと考えております。

次に、安藤委員から障害手帳を持っていない難病患者の就労支援についてお話 しをいただきました。保健医療部での就労の支援は、難病相談支援センターにお いて、治療と病気をどう両立して働いていくかという相談への対応が中心となり ますが、新しい情報としまして、今まで指定難病の受給者証というのは、その病気であるということと、一定の基準の重い病状であるという審査基準を満たすことが必要でしたが、国の制度として難病であれば登録者証が発行できる制度が来年度以降始まります。この制度が始まりますと、登録者証を持っていれば、例えばハローワークなどで就労支援を受けられるというような仕組みづくりを国が目指しておりますので、そういった動きをしっかりキャッチして、県でも遅れることがないよう取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

(高齢者福祉課長)

パート労働者への支援につきましてお話をいただきました。国においてもパート労働者の賃上げに取り組む企業に対する助成や均等待遇に対する補助といった話題が出ていますけれども、本日産業労働部の担当職員が出席していないため、確認をさせていただいて、後ほど情報提供させていただければと思います。

(朝日委員長)

ありがとうございました。就労支援については、本人への支援と職場企業への 支援は両輪という形で認識いただければと思います。梅田委員お願いいたします。

(梅田委員)

どの計画にも包括的な支援体制の整備、相談支援体制の整備が重要だということがありまして、実感として、今様々な分野での課題が集積しているようなケースがたくさんある中で、重要だと思っています。

その中で、県で包括的な支援体制の整備を考える上で、各課どういう連携をしているのか、どのような体制でこの包括的な支援体制整備を考えているのかを伺います。

また、基本的には市町村が地域の実情に応じて市町村で体制を作っていくものだと思いますが、今の段階でも市町村によって対応がバラバラですし、連携の仕方や窓口等も違う中で、県として支援していくにあたり、今の市町村の実態をどのように把握をされていくのでしょうか。一分野だと把握はしやすいと思いますが、市町村も色々な分野の縦割りとなっている中で、どのように包括的な相談支援体制について、県として支援をしていくのか伺います。

(朝日委員長)

ありがとうございました。事務局から御説明よろしくお願いいたします。

(地域包括ケア課長)

県では市町村の福祉分野の総合相談体制について、総合相談窓口の整備を進めておりまして、現在では、窓口を設置してる市町村、或いは窓口はなくても、相談を受けとめたところが、関係課と連携して、対応していくというような取り組みを進めております。

令和5年度当初では、51の市町村で、そのような体制が整備されています。 まだ体制が整ってない市町村がありますので、そういったところには、県職員や 専門家を派遣して、課題を解決をしたり、どのような手続きで体制づくりを進め て構築していけばよいのかアドバイスを行ったりして、すべての市町村で、どの ような相談でも受けとめられるような体制を整備していくよう取り組んでいます。

(朝日委員長)

ありがとうございました。菊池副委員長お願いします。

(菊池副委員長)

事務局の皆様におかれましては、骨子案をポイントを絞ってお示しいただきありがとうございます。

地域福祉支援計画が各計画の上位計画に位置づいているかと思います。その中で、体系の4にある環境づくりの部分は、注目すべき部分だと思います。埼玉県で特に力を入れているケアラー支援、誰も排除しない地域社会がきちんと盛り込まれていて、この環境づくりの中の項目を見ると、どのように県が地域福祉を進めていこうと考えてるのかということがとてもよく伝わります。

県としてこうした支援計画を策定しているということは、市町村の計画を支援する計画と考えた時に、市町村の計画にもこういった形のことも盛り込んでいただけたらと思うので、可能な範囲で今後の市町村の計画に、この素晴らしい体系4の環境づくりについて、反映させていけるようになるといいと思います。

埼玉県の地域福祉支援計画は、都道府県の中では早い段階で作られていたと思います。その中で義務ではないので強制は難しいとは思いますが、管内の市町村であと一か所策定されていないということですが、そこはどのような状況なのかお伺いします。

(朝日委員長)

ありがとうございました。事務局から回答をお願いします。

(福祉政策課長)

環境づくりの部分が大変重要ということでありがとうございます。市町村の計画でもこういった部分が盛り込まれるよう、進めていきたいと思います。

市町村の地域福祉計画におきましては、蕨市が未策定ですが、現在策定に向けて準備中ということで伺っておりますので、引き続き支援をして参りたいと存じます。

(朝日委員長)

ありがとうございました。潮田委員お願いいたします。

(潮田委員)

全体的な福祉の担い手づくりというところで、質問させていただきます。

まず、すべてを通して福祉の担い手はすごく重要だと皆さん感じていると思います。先ほど高齢者介護のPR隊の実施やICTの充実といったお話がありましたが、特に高齢者分野では、35%を超える高齢化率の中で、PR隊やICTの推進については今までもやってきたことであって、私も成果があったという報告を見てきましたが、実際現場にいると、外国人を採用しないとやっていけない状況にあります。フィリピン、ベトナム、ミャンマー、インドネシアなどいろいちな国から来ている方がいますが、半分を超えるぐらいの外国人を採用しなければやっていけないという現状があります。今までと同じことをやっていたのでは、日本の高齢化を支える担い手がいなくなってしまいます。障害者も高齢になります。すべての人、私たちも高齢になる中で、どのように人材確保を進めていくのでしょうか。

そして、人材確保した後に、県では人権擁護の教育をどのようにしていくのか 伺います。

(朝日委員長)

ありがとうございました。内田委員お願いいたします。

(内田委員)

2点質問させていただきます。

1点目については、担い手づくりに関して、地域福祉支援計画の中の7ページに担い手づくりの中で介護、保育等サービス人材の確保等という項目がありますが、障害福祉分野でも非常に人材確保が年々厳しい状況になっております。まず、求人への応募がないという状況が地域によってはあることや、高齢の方々のことを考えますと、若い方の応募が少ない状況にあるのが現実です。介護のことを考えます。そういう中にあって、障害福祉サービスの人材確保というとどうととあります。そういう中にあって、障害福祉サービスの人材確保というとどうといるもいます。そういうかあると思います。例えば、高齢者介護というというます。以下ではならない部分があるかもしれませんが、この部分についても、なが事にはならない部分があるかもしれませんが、この部分についても表があり、地域福祉支援計画の中でも、障害福祉という部分もでと思います。この後10年、20年後に、若者自体から撤退しなければならないというものも出てくるのではないかと非常に懸念しております。なぜ計画の中で障害福祉の記載がないのかということについてお考えをお伺いします。

2点目は、グループホームについてです。例えば、住まいの場として、入所施設やグループホーム、在宅での一人暮らしなどいろいろなパターンがありますが、国の方針としては、地域移行ということを前面に出して、入所施設から地域で暮らせるようにすることだと思います。それは障害が重い方であっても同様の方針になっていると思います。障害者支援計画の中にもそのような文言が入っている

ので、その方針で進められているとは思いますが、例えば、社会福祉施設の施設整備費の採択について、この9年でグループホームの創設について採択されていない年があるなど、入所施設が中心になっていると感じられます。実際に令和6年度の施設整備方針の中では、入所施設が基本方針の中で出てくるといった状況にあります。このことについて県はどのように考えているのでしょうか。例えば千葉県では、まずグループホームが出てきます。県では待機者が大勢いるからと理解していますが、やはり行政が主導で地域で暮らす障害のある方達が普通の暮らしができるような手だてについて方針を打ち出し、その具体的策を作っていくのが、行政の役割だと考えていますので、計画と実際の施設整備の方針との違いについてお伺いします。

(朝日委員長)

ありがとうございました。事務局から回答をお願いいたします。

(高齢者福祉課長)

人材確保における外国人材の活用につきまして、県では、技能実習に加えて特定技能の方も増えてきている状況です。ただし、これらの方については、在留期間が制限されていますので、介護福祉士の資格を取得して、在留資格介護となれば、在留期間に制限なく働くことができます。このキャリアアップの部分を事業者に支援していただけるよう、取組を始めています。外国人介護職員応援宣言に賛同する介護事業者を募集し、現在147の事業所に賛同いただいています。

こうした取組により、事業所と連携し、キャリアアップの支援を行い、在留資格介護で、在留期間の制限なく働ける人材の育成をしていきたいと考えています。

(地域包括ケア課長)

権利擁護につきまして、高齢者施設における虐待の防止等につきましては、県においても、様々な取組を実施しています。例えば、施設で働く方向けの研修と管理者向けの研修を別建てで実施しており、今年度は、事例を交えた集合型の研修会を実施しています。全施設において徹底されるよう、このような研修等を継続して実施することで、権利擁護の意識を浸透させていきたいと考えています。

(人権教育課長)

学校における人権教育につきましては、非常に重要なものと位置づけて、教育局においても、強く取り組んでいます。高齢者、障害のある方など分野別の人権教育を進めるとともに、子供たちが適切な人権感覚を身に着けられるよう、学校教育の全般において進めています。

(福祉政策課長)

地域福祉支援計画における障害分野の人材確保につきましては、これまでの計画では記載がありませんでした。次期計画ではその分野につきましても、記載す

る方向で準備しています。

(障害者支援課長)

グループホームなどの施設整備については、国では地域移行という方針で進めておりますので、県においても同様に進める方針で計画に記載しています。地域移行を前提とした場合に、整備費においてグループホームの採択がないということにつきましては、この整備費は国の補助金を使って整備をするものとなりますが、国の予算が数年前の3分の1くらいとなっている状況の中で、入所施設の場合には、国の整備費を活用しないと財政上建設が難しいという課題や待機者の課題も考慮しながら、入所施設を優先的に採択をする方針で進めています。

一方で、グループホームも非常に重要と考えております。特に重度の方向けのグループホームが足りないことについては県でも非常に重く受けとめております。 県では単独事業として、重度の方向けのグループホームについて、特に近年空き 家が増えていますので、空き家を活用して整備し、空き家対策に加え、地域の環 境も整えられるようにする事業を昨年度から始めています。

国や県の予算が厳しい中での住まいの場の確保につきましては苦慮する部分もありますが、そうした両方の待機者を解消しながら、地域移行が進むよう、限られた財源の中で取り組んでまいります。

(朝日委員長)

ありがとうございました。小久保委員お願いいたします。

(小久保委員)

資料4の第7期埼玉県障害者支援計画骨子案について、2点質問させていただきます。

まず、2ページの本県の障害者手帳所持者数の推移について、この計画の対象者である身体障害者や精神障害者については、国の根拠法がありますが、一方で知的障害者については、国の根拠法がなく、厚生労働省の事務次官通知を根拠に各都道府県で障害の程度や区分について定めており、全国一律化されていません。このような状況において、他県から本県に転入した場合に療育手帳が交付されない事例が、第6期計画においては令和3年度が2件、令和4年度が2件の延べ4件あったということですが、この理由は、本県の制度要綱では、知能指数が概ね70以下を対象としているため、80以上の方については不交付としているとのことです。一方、他県の状況では、例えば静岡県では、80以上85以下を軽度として対象としています。

障害者手帳は、障害者の社会生活上の支援として重要なものです。今期の計画では、本県への転入者に際して、不交付となるケースがあるということですが、 不交付となった場合の県の対応はどのようになっているのか伺います。

そして、身体障害者と精神障害者手帳については、全国一律の支援になっていますが、療育手帳については、都道府県ごとの運用となっており、支援に差があ

りますので、次期計画については、どのような対応を行うことになるのか伺います。

(朝日委員長)

ありがとうございました。事務局から回答をお願いいたします。

(障害者福祉推進課長)

障害者手帳を所有している方に関しては、例えば公共交通機関の割引や税の減免といった措置があります。仮に他県から転入された方が、他県では手帳を交付されていましたが、本県では交付されなかった場合、そのようなサービスは受けられなくなる状況です。ただし、手帳がなくても受けられる福祉サービスがあります。例えば、障害児の通所支援サービスなどは、診断を受け、市町村役場で手続きをすることで受給者証が交付され、福祉的なサービスは受けられますので、そのような内容を案内しています。

療育手帳制度については、国の法制度の中で、県の要綱で運用していますので、 第7期計画の中で対応することは難しいと考えております。

(小久保委員)

現行では、手帳が交付されなくても、福祉サービスが受けられるということで対応していると思いますが、当該者においては、不交付になれば支障をきたすこともあると思いますので、次期計画には掲載しないかもしれませんが、県として丁寧な対応や新たな手だても考えていただきたいと思います。

(朝日委員長)

ありがとうございました。5つの福祉関係計画について皆様方から多々御意見 をいただきました。

皆様からの意見を踏まえまして、俯瞰的な視点から気づいた点をまとめさせていただければと思います。

一つ目は各計画においては、厳密なデータに基づいていると思いますが、今一度、計画を策定する上で、データのあり方、調査のあり方といったものを常に精査していく必要があるいうことを、皆様の御意見の中から共通して感じました。

二つ目は、すべての方が地域の中で排除されない、インクルージョンの視点については、各計画において共通する基盤だと思います。その際にはストレングスの視点から、支援を受ける人の強みを見出して、その強みが地域の中との相互性の中で受け止められる社会が求められると感じました。

最後に、持続可能性の担保ということで、特に人材確保であったり、制度設計における様々な課題への取組であったり、それぞれの分野で様々な取組が実施されている状況の中で、財源や人材が必要となってくると思いますが、その中で持続可能性を考えていくことが、それぞれの福祉計画の対象となる人たちの利益に繋がるということを改めて感じました。

事務局は本日の御意見等を踏まえながら計画の策定に努めてください。 それでは以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。会議の 進行に御協力を賜りましてありがとうございました。

(終了)